

**第 76 回国民体育大会**  
**三重とこわか国体鳥羽市実行委員会**

**第 1 回常任委員会**



**日 時：平成 3 1 年 2 月 2 0 日（木）午後 6 時から**

**場 所：鳥羽商工会議所 中会議室**

**三重とわか国体鳥羽市実行委員会  
第1回常任委員会 目次**

**■第1回常任委員会**

三重とわか国体鳥羽市実行委員会第1回常任委員会次第…………… 1 頁

三重とわか国体鳥羽市実行委員会第1回常任委員名簿…………… 2 頁

**【第1号議案】**

三重とわか国体鳥羽市開催準備総合計画（案）…………… 3 頁

**【第2号議案】**

三重とわか国体鳥羽市実行委員会専門委員会規程（案）…………… 5 頁

**【第3号議案】**

三重とわか国体鳥羽市実行委員会専門委員会構成（案）…………… 7 頁

① 三重とわか国体鳥羽市実行委員会総務企画専門委員会…………… 8 頁

② 三重とわか国体鳥羽市実行委員会競技式典専門委員会…………… 9 頁

③ 三重とわか国体鳥羽市実行委員会宿泊衛生専門委員会…………… 10 頁

④ 三重とわか国体鳥羽市実行委員会輸送交通専門委員会…………… 11 頁

**■報告**

○三重とわか国体鳥羽市実行委員会事務局規程の制定について…………… 12 頁

※別表

○三重とわか国体鳥羽市開催準備総合計画 年次計画…………… 17 頁

# 三重とこわか国体鳥羽市実行委員会

## 第1回常任委員会 次第

1. 開会

2. 委員長あいさつ

3. 議長選出

4. 議事

第1号議案 三重とこわか国体鳥羽市開催準備総合計画（案）について

第2号議案 三重とこわか国体鳥羽市実行委員会専門委員会規程（案）について

第3号議案 三重とこわか国体鳥羽市実行委員会専門委員会構成（案）について

①三重とこわか国体鳥羽市実行委員会総務企画専門委員会構成（案）について

②三重とこわか国体鳥羽市実行委員会競技式典専門委員会構成（案）について

③三重とこわか国体鳥羽市実行委員会宿泊衛生専門委員会構成（案）について

④三重とこわか国体鳥羽市実行委員会輸送交通専門委員会構成（案）について

5. 報告事項

三重とこわか国体鳥羽市実行委員会事務局規程について

6. 閉会

# 三重とこわか国体鳥羽市実行委員会

## 第1回常任委員会 名簿

【委員長1名 副委員長2名 常任委員13名】

役職	所属機関・団体・役員	氏名
委員長	鳥羽市長	中村 欣一郎
副委員長	鳥羽市副市長	立花 充
	鳥羽市教育長	小竹 篤
常任委員	鳥羽市議会 副議長	木下 順一
	鳥羽市自治会連合会 会長	中村 幸照
	三重県フェンシング協会 会長	野村 保夫
	鳥羽市スポーツ推進委員協議会 会長	今井 芳多賀
	鳥羽市体育協会 理事長	橋本 満幸
	鳥羽市小中学校長会 会長	野村 睦
	鳥羽旅館組合連絡協議会 会長	吉田 一喜
	三重県警察鳥羽警察署 署長	稲葉 幸弘
	鳥羽市企画財政課長	山下 正樹
	鳥羽市総務課長	寺田 勝治
	鳥羽市消防本部消防長	益田 由典
	鳥羽市観光課長	濱口 博也
	鳥羽市建設課長	中山 満樹男

## 【第1号議案】

# 三重とこわか国体鳥羽市開催準備総合計画（案）

## 1. 趣旨

三重とこわか国体（以下「国体」という。）の成功に向け、市民一人ひとりの英知と情熱を結集し、おもてなしの心で本市の恵まれた自然や歴史・地域資源を全国に発信し「真珠のようにきらり輝く鳥羽」にふさわしい実りのある大会の実現に努めるとともに、人々の記憶に残る魅力ある大会を目指し、「三重とこわか国体鳥羽市開催基本方針」に基づき開催準備総合計画を定めるものとする。

## 2. 推進項目

### （1）総務企画

県、競技団体、関係機関及び関係団体（以下「県等」という。）と連携し、国体を一過性のものとせず、将来のまちづくりにつながる大会とするため、総合的な計画を立案し、施策を推進する。

### （2）財務

県等と連携し、簡素・効率化を図りながらも、創意工夫をこらした魅力あふれる大会を目指し、適切で効率的な財務の運営を図る。

### （3）広報

国体に対する市民の関心を高めるため、効果的な広報活動を積極的に展開するとともに、歴史や文化、産業、観光、自然、食など本市の多彩な魅力を全国に発信する。

### （4）市民協働

市民総参加のもとで一丸となって大会を盛り上げていくことにより、国体開催の意義を広めるとともに、連帯感や郷土意識を高め、本市の都市像である「真珠のようにきらり輝く鳥羽」の実現につなげていく。

### （5）歓迎・接伴

選手や監督をはじめ、本市を訪れる方々を温かくお迎えするとともに、本市の産業や文化等の地域資源を広く紹介し、再度訪れていただけるよう心のこもったおもてなしを提供する。

### （6）競技

県等との連携を強化しながら、競技に必要な諸条件を整え、円滑で効率的な運営のために万全を期する。

### (7) 式典

簡素な装飾や演出に努めることを基本にしつつ、創意工夫をこらし、本市の特色を活かした式典とする。

### (8) 施設

国民体育大会開催基準要項に規定されている施設基準を尊重し、既存施設の有効活用に努めるとともに、国体開催後の市民等の施設利用も視野に入れた整備を行う。

### (9) 宿泊

宿泊施設や関係機関等との連携により、安全で快適な環境を整えるとともに、より多くの方々の受け入れができる効率的な配宿体制を確立する。

### (10) 医事・衛生

国体にかかわる方々の安全を確保するとともに、大会を快適な環境のもとで開催するため、医療機関や関係機関との連携を強化する。さらに、食品衛生及び環境衛生に配慮するとともに、防疫対策及び医療救護体制の確立を図る。

### (11) 輸送・交通

本市の交通事情を勘案し、交通事業者や関係機関等との緊密な連携を図りながら、安全かつ効率的で確実な輸送手段の確保に努める。併せて、交通混雑の緩和と環境への負担の軽減のためにも公共交通機関の利用を促進し、交通安全に配慮した輸送・交通体制の確立を図る。

### (12) 警備・消防

競技会場や大会関係施設における治安の確保や災害の防止、非常時における緊急対応に万全を期するため、警備・消防、その他関係機関と連携しながら、警備・消防防災体制の確立を図る。

## 3. 年次計画

三重とこわか国体鳥羽市開催準備総合計画の年次計画は別表のとおりとする。また、年次計画の進行管理を行うとともに、適宜見直しを行う。

## 【第2号議案】

### 三重とわか国体鳥羽市実行委員会専門委員会規程（案）

（趣旨）

第1条 この規程は、三重とわか国体鳥羽市実行委員会会則第13条第4項の規定に基づき、専門委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営等について、必要な事項を定めるものとする。

（名称及び付託事項）

第2条 委員会の名称及び常任委員会からの付託事項は、別表のとおりとする。

（委員長）

第3条 委員会には委員長を置き、委員間の互選によってこれを定める。

（委員長の職務）

第4条 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

2 委員長に事故があるとき又は欠けたときは、委員長があらかじめ指名した委員がその職務を代理する。

（会議）

第5条 会議は、必要に応じて委員長が招集する、

2 会議の議長は、委員長又は委員長が指名した者がこれに当たる。

3 会議は、委員の過半数の出席がなければ開会し、議決することはできない。ただし、会議に出席できない委員は、あらかじめ通知された事項について代理人にその権限を委任することができる。

4 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

5 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見、又は説明を聴くことができる。

（部会）

第6条 委員会は、運営上必要があるときは、部会を設置し、専門的事項について調査研究等を行わせ、その結果を報告させることができる。

2 部会は、委員長が委嘱した部会員をもって構成する。

3 第3条から第4条まで、並びに第5条第1項、第2項及び第5項の規定は、部会について準用する。ただし、この場合において、これら条文中「委員会」とあるのは「部会」と、「委員長」とあるのは「部会長」と、「委員」とあるのは「部会員」と読み替えるものと

する。

4 部会委員の任期は、本会の目的が達成された時までとする。

(委任)

第7条 この規程による定めるもののほか、委員会及び部会の運営について必要な事項は、それぞれ委員長及び部会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成31年2月20日から施行する。

別表（第2条関係）

名 称	付 託 事 項
総務企画専門委員会	1 総務企画に関すること。 2 財務に関すること。 3 広報に関すること。 4 市民協働に関すること。 5 歓迎・接伴に関すること。 6 他の専門委員会に属さない事項に関すること。
競技式典専門委員会	1 競技に関すること。 2 式典に関すること。 3 施設に関すること。 4 その他競技式典に関すること。
宿泊衛生専門委員会	1 宿泊に関すること。 2 医事・衛生に関すること。 3 その他宿泊衛生に関すること。
輸送交通専門委員会	1 輸送・交通に関すること。 2 警備・消防に関すること。 3 その他輸送交通に関すること。



## 【第3号議案】

### 三重とこわか国体鳥羽市実行委員会専門委員会構成（案）

三重とこわか国体鳥羽市実行委員会専門委員会構成（案）については、別紙のとおりとする。

- ①三重とこわか国体鳥羽市実行委員会総務企画専門委員会構成（案）
- ②三重とこわか国体鳥羽市実行委員会競技式典専門委員会構成（案）
- ③三重とこわか国体鳥羽市実行委員会宿泊衛生専門委員会構成（案）
- ④三重とこわか国体鳥羽市実行委員会輸送交通専門委員会構成（案）

【第3号議案①】

三重とこわか国体鳥羽市実行委員会

総務企画専門委員会構成（案）

【委員13名】

（順不同・敬称略）

選出区分	所属機関・団体名
産業・経済関係	鳥羽商工会議所
宿泊・観光関係	鳥羽市観光協会
社会・市民団体	鳥羽市自治会連合会
教育関係	鳥羽市小中学校長会
健康・福祉関係	社会福祉法人 鳥羽市社会福祉協議会
健康・福祉関係	鳥羽市老人クラブ連合会
行政関係	鳥羽市企画財政課
行政関係	鳥羽市総務課
行政関係	鳥羽市市民課
行政関係	鳥羽市観光課
行政関係	鳥羽市健康福祉課
行政関係	鳥羽市農水商工課
行政関係	鳥羽市教育委員会

【第3号議案②】

三重とこわか国体鳥羽市実行委員会  
競技式典専門委員会構成（案）

【委員10名】

（順不同・敬称略）

選出区分	所属機関・団体名
県競技団体	三重県フェンシング協会
スポーツ関係	鳥羽市スポーツ推進委員協議会
スポーツ関係	鳥羽市体育協会
スポーツ関係	鳥羽市スポーツ少年団
市競技団体	鳥羽市フェンシング協会
学校関係	鳥羽志摩中学校体育連盟
学校関係	鳥羽市小学校体育研究会
学校関係	三重県立鳥羽高等学校
行政関係	鳥羽市建設課
行政関係	鳥羽市教育委員会

**【第3号議案③】**

**三重とわか国体鳥羽市実行委員会**

**宿泊衛生専門委員会構成（案）**

**【委員8名】**

**（順不同・敬称略）**

選出区分	所属機関・団体名
産業・経済関係	鳥羽商工会議所
宿泊・観光関係	鳥羽市観光協会
宿泊・観光関係	鳥羽旅館組合連絡協議会
宿泊・観光関係	鳥羽市料飲組合
医療関係	公益財団法人志摩医師会
国・県行政関係	三重県伊勢保健所
行政関係	鳥羽市環境課
行政関係	鳥羽市健康福祉課

【第3号議案④】

三重とこわか国体鳥羽市実行委員会

輸送交通専門委員会構成（案）

【委員7名】

（順不同・敬称略）

選出区分	所属機関・団体名
国・県関係	三重県警察鳥羽警察署
交通関係	近畿日本鉄道株式会社 鳥羽駅
交通関係	三重交通株式会社伊勢営業所
交通関係	一般社団法人 三重県タクシー協会志摩支部
社会・市民団体	NPO法人伊勢志摩バリアフリーツアースセンター
行政関係	鳥羽市消防本部
行政関係	鳥羽市定期船課

## 【報告事項】

### 三重とこわか国体鳥羽市実行委員会事務局規程

#### （趣旨）

第1条 この規程は、三重とこわか国体鳥羽市実行委員会会則（平成30年11月26日決定。以下「会則」という。）第15条第3項の規定に基づき、三重とこわか国体鳥羽市実行委員会（以下「実行委員会」という。）の事務局の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

#### （設置）

第2条 実行委員会の事務局（以下「事務局」という。）は、鳥羽市教育委員会生涯学習課に置く。

#### （所掌事務）

第3条 事務局の所掌事務は、別表第1のとおりとする。

#### （職員）

第4条 事務局に、別表第2の左欄に掲げる職員を置き、同表右欄に掲げる鳥羽市職員をもって充てる。

- 2 前項の職員のほか、必要に応じ、事務局員として臨時職員等を置くことができる。
- 3 前2項の職員は、三重とこわか国体鳥羽市実行委員会会長（以下「会長」という。）が任免する。

#### （職務）

第5条 事務局長は、会長の命を受け、事務局の事務を総括し、職員を指揮監督する。

- 2 事務局次長は、事務局長を補佐し、事務局長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。
- 3 事務局員は、上司の命を受け、事務局の事務に従事する。

#### （服務）

第6条 職員の服務については、職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則（平成7年3月27日規則第1号）の例による。

#### （決裁事項）

第7条 会長の決裁事項は、次のとおりとする。

- (1) 総会及び常任委員の招集に関すること。
- (2) 総会及び常任委員に付すべき事項に関すること。
- (3) 実行委員会の委員等の委嘱等に関すること。
- (4) 実行委員会の規程等の制定改廃に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、特に重要であると認められる事項に関すること。

(専決事項)

第8条 事務局長及び事務局次長は、別表第3に掲げる事項を専決するものとする。

2 [別表](#)に掲げられていない事項であっても、その内容により専決することが必要であり、かつ、適当であると類推できるものは専決区分に準じて専決することができる。

3 前2項の規定にかかわらず、あらかじめその処理について特に指示を受けた事項、重要若しくは異例と認められる事項、新規な事項又は疑義のある事項については、上司の指示を受けなければならない。

(代決)

第9条 会長が不在のときは、事務局長が会長の決裁事項を代決する。

2 事務局長が不在の時は、別表第4のとおり、事務局次長が事務局長の決裁事項を代決する。

3 事務局長次長が不在のときは、別表第4のとおり、事務局員のうち事務局長があらかじめ指名する者が事務局次長の決裁事項を代決する。

(文書の管理及び取扱い)

第10条 文書には「鳥国実」の及び会計年度による一連番号を付さなければならない。ただし、軽易な文書については、この限りではない。

第11条 処理済みの文書は、事務局において編さんし、別に定まる期間保存しなければならない。

2 会則第20条の規定により、実行委員会が解散したときは、保存文書を鳥羽市へ引き継ぐものとする。

第12条 前2条に定めるもののほか、文書の取扱いについては、[鳥羽市役所処務規則](#)（昭和35年9月12日規則第2号）の例による。

(公印)

第13条 実行委員会の公印の名称、形状、大きさ及び書体は、別表第5のとおりとする。

2 前項の公印は、事務局次長が管理する。

第14条 前条に定めるもののほか、公印の取扱いについては、鳥羽市公印規則（昭和39年12月17日規則第13号）の例による。

(旅費及び費用弁償)

第15条 職員の旅費の額及びその支給方法については、[鳥羽市職員等の旅費に関する条例](#)（昭和41年3月30日条例第5号）の例による。

2 実行委員会の委員等が会務のため旅行したときは、その旅費について、費用弁償することができる。この場合において、費用弁償の額及びその支給方法については、[委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例](#)（昭和31年10月1日条例第8号）の例による。

3 前2項の規定に関わらず、緊急の場合又はその例により難しいものについては、事務局長が定めるところによる。

(予算)

第16条 事務局長は、会長の指示に基づき、毎会計年度予算を編成するものとする。

2 事務局長は、予算の議決後に生じた理由に基づき、予算に変更を加える必要がある場合には、会長の指示に基づき、補正予算を編成するものとする。

(決算)

第17条 事務局長は、毎会計年度終了後、決算を速やかに調製し、証拠書類を添付して会長に提出しなければならない。

2 会則第18条の規定により監査を受けるときは、収支決算書その他の証拠書類を監事に提出しなければならない。

(出納員)

第18条 事務局に出納その他の会計処理をさせるため、出納員を置く。

2 出納員は、事務局次長をもって充てる。

(金融機関の指定)

第19条 現金の出納は、事務局長が別に指定する金融機関を通じて行うものとする。

(その他財務に関する取扱い)

第20条 第15条から第19条までに定めるもののほか、予算、決算、契約、収入、支出その他の財務に関する事項は、[鳥羽市会計規則](#)（平成26年3月27日規則第5号）、[鳥羽市契約規則](#)（平成26年3月27日規則第1号）及び[鳥羽市予算の編成及び執行に関する規則](#)（昭和39年3月30日規則第1号）の例による。

(補足)

第21条 この規程に定めるもののほか、事務局の組織及び運営に関する必要な事項は、会長の承認を得て事務局長が別に定める。

附 則

この規程は、平成30年11月26日から施行する。



別表第1（第3条関係）

所 掌 事 務
(1) 実行委員会の組織、人事、サービスに関すること。 (2) 総会、常任委員会及び専門委員会の開催運営に関すること。 (3) 実行委員会の事業計画及び事業報告に関すること。 (4) 実行委員会の予算及び決算に関すること。 (5) その他実行委員会の運営に関し必要な事項に関すること。

別表第2（第4条関係）

事務局長	鳥羽市教育長
事務局次長	鳥羽市教育委員会 生涯学習課長
事務局職員	鳥羽市教育委員会 生涯学習課職員

別表第3（第8条関係）

事項	事務局長	事務局次長
(1) 申請、届出、通知、照会、回答、報告に関すること。	重要なもの	軽易なもの
(2) 嘱託職員、臨時職員等の任免に関すること。		○
(3) 嘱託職員、臨時職員等の任免に関すること。		○
(4) 事務の分担に関すること。		○
(5) 出張命令に関すること。	実行委員会の委員等並びに事務局長及び事務局次長	事務局職員、嘱託職員、臨時職員等
(6) 工事又は製造の請負に関すること。	1件の予定価格が100万円を超えるもの	1件の予定価格が100万円以下のもの
(7) 物品の購入、賃貸借、修理及び業務委託に関すること。	1件の予定価格が100万円を超えるもの	1件の予定価格が100万円以下のもの
(8) 前2号以外の契約等に関すること。	重要なもの	軽易なもの
(9) 予算の流用及び予備費の充当に関すること。		○

別表第4（第9条関係）

専決権者	代決者
事務局長	事務局次長
事務局次長	事務局職員のうち事務局長があらかじめ指名する者

別表第5（第13条関係）

名称	形状	大きさ	書体	用途
三重とわか国体鳥羽市 実行委員会会長印	正方形	24ミリメ ートル	れい書	会長名をもってする 文書
三重とわか国体鳥羽市 実行委員会事務局長印	正方形	24ミリメ ートル	れい書	事務局長名をもって する文書

三重とこわか国体鳥羽市開催準備総合計画 年次計画

別表

	平成29年(4年前) 教育委員会 生涯学習課	平成30年(3年前) 教育委員会 生涯学習課(実行委員会設立)	平成31年(2年前) 教育委員会 生涯学習課	平成32年(1年前) 教育委員会 生涯学習課	平成33年(開催年) 教育委員会 生涯学習課
主要行事	開催内定	開催・会期決定 発起人会・実行委員会設立総会			
準備組織		発起人設立総会 第1回実行委員会総会開催 常任委員会開催 総務企画専門委員会設置準備・開催 競技式典専門委員会設置準備・開催 宿泊衛生専門委員会設置準備・開催 輸送交通専門委員会設置準備・開催	第2回実行委員会総会開催 庁内推進会議	第3回実行委員会総会開催 大会実施本部設置	第4回実行委員会総会開催 第5回実行委員会総会開催
総務企画	①総務企画	開催推進総合計画(年次計画)策定 開催推進総合計画(年次計画)進行管理 服飾整備検討	運営ガイドライン策定 大会実施本部体制の検討 服飾整備要項策定	大会実施本部マニュアル検討 服飾策定	大会実施本部マニュアル作成 服飾策定
	②財務	国体開催経費調査検討 簡素・効率化の検討	リハーサル大会経費検討	国体開催予算編成 リハーサル大会予算執行・決算書作成	国体開催経費予算執行・決算書作成
	③広報	簡素・効率化の検討	広報基本計画策定 ホームページ国体PR情報掲載	協賛募集 ホームページ国体情報発信・更新 大会報告書編成方針検討	大会報告書編成方針決定 大会報告書作成・配布
	④市民協働		市民協働推進基本計画策定 ボランティア募集等の検討	市民総参加運動推進 ボランティア募集 リハーサル大会ボランティア業務計画策定	ボランティア募集・研修 大会ボランティア業務計画策定
	⑤歓迎・接件		歓迎・接件基本計画策定 関係団体等との協力要請・連絡調整	接件業務計画・要領等の策定 総合案内所・休憩所設置計画検討 案内所設置要項策定 売店設置要項検討 売店設置要項策定	ガイドブック・観光ガイドマップ検討 リハーサル大会案内所・休憩所設置 リハーサル大会売店設置
競技式典	⑥競技	競技役員等第一次編成案作成	競技会運営基本計画策定 競技別実施要項検討 競技用具調査 競技役員等第二次編成案作成 競技役員・補助員の養成計画策定 リハーサル大会基本計画策定	競技実施要項策定 競技用具整備計画策定 競技役員等第三次編成案作成 競技役員・補助員の養成 組み合わせ抽選会実施要項作成 競技用具の整備・調達 競技役員等養成計画策定 競技役員等編成決定 競技会役員・補助員編成計画作成	競技別プログラム作成 組み合わせ抽選会実施 競技役員・補助員の編成・委嘱 競技会係員・補助員の編成・委嘱 情報通信基本計画策定設備検討
	⑦式典		式典基本計画策定	炬火イベント実施計画策定 炬火イベント実施要項策定	炬火イベント実施
	⑧施設		施設整備基本計画策定 競技施設整備の推進 競技会場仮設物調査・検討	競技会場仮設物設置計画策定	競技会場施設整備・点検 リハーサル大会仮設物設置

三重とわか国体鳥羽市開催準備総合計画 年次計画

別表

		平成29年(4年前)	平成30年(3年前)	平成31年(2年前)	平成32年(1年前)	平成33年(開催年)
		教育委員会 生涯学習課	教育委員会 生涯学習課(実行委員会設立)	教育委員会 生涯学習課	教育委員会 生涯学習課	教育委員会 生涯学習課
宿泊衛生	⑨宿泊	宿泊施設調査実施	宿泊基本計画策定 配宿方法の検討・決定	宿泊衛生対策実施要項策定  第一次仮配宿計画 弁当調達要項策定	第二次仮配宿計画 リハーサル大会弁当業務の実施	本配宿計画策定 配宿本部設置
	⑩医事・衛生		医療衛生基本計画策定	医療救護要項策定 防疫対策要項策定 食品衛生対策要項策定 環境衛生対策要項策定	救護所設置計画作成 リハーサル大会の救護所設置 感染症予防啓発 食品衛生講習会の開催 ごみ・し尿処理計画作成 医療機関との連絡調整	救護所設置
輸送交通	⑪輸送・交通		輸送交通基本計画策定 会場地輸送計画等調査 駐車場調査及び駐車場確保	輸送業務実施要項策定  交通業務実施要項策定	会場地輸送計画等調査 交通規則計画策定	輸送本部設置
	⑫消防・警備		消防防災警備業務基本計画策定	警備防災関連調査 消防防災・警備実施要項策定 リハーサル大会現地本部設置検討	消防防災業務実施要項策定 警備業務実施要項策定 リハーサル大会現地本部設置	消防警備本部設置
⑬情報収集活動		愛媛国体視察・事業報告会 福井県リハーサル大会視察	福井国体視察・事業報告会 茨城県リハーサル大会視察	茨城国体視察・事業報告会 鹿児島県リハーサル大会視察	鹿児島国体視察・事業報告会	
	⑭その他 (競技・運営用具)		競技施設等計画書作成業務(基本設計)	競技施設等計画書作成業務(実施設計)  競技用具の購入	リハーサル大会競技会場仮設物設営・撤去 レンタルイベントテント・トイレ等設置 競技用具の購入・借り上げ	競技会場仮設物設営・撤去 レンタルイベントテント・トイレ等設置 競技用具の購入・借り上げ